

(裏)

(備考)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は特例認定を受けたことのある法人は特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 申請書には次の書類を添付してください。
 - 1 特例認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
 - 2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

● 書類作成上の留意事項 ●

- ・ 「その他の事務所の所在地」には、定款に記載されている「その他の事務所」を全て記入してください。
- ・ 「その他の事務所」が多数ある場合で、この様式に書ききれない場合は、**書式第1号**に記入してください。
- ・ 申請書に添付する書類（上記備考の1から2）は、**書式第6号の①から第16号**をお使いください。
- ・ 提出部数は、すべて**各1部**です。